

◇ 『保育の必要性』の基準・証明書類について ◇

保育を必要とする事由 【保育の時間区分】	認定の基準	提出書類
①就労 【保育標準時間/保育短時間】	<ul style="list-style-type: none"> ●フルタイム、パートタイム、夜間、自営業、農業、内職などの就労 ※居宅外、居宅内は問いません。ただし、居宅内の場合は、原則として常に日常の家事以外の労働をしていること ●月64時間以上の労働に従事していること ※保育標準時間：原則、月120時間以上の就労 ※保育短時間：原則、月64時間以上120時間未満の就労 ●育児休業が終了し復職する場合は、原則として復職する月の1か月前から 	<ul style="list-style-type: none"> ●就労証明書 (勤務先に作成してもらってください)
②妊娠・出産 【保育標準時間】	<ul style="list-style-type: none"> ●産前2ヶ月から産後2ヶ月まで(出産月の前後5カ月間) ※ただし、母親の健康状態により期間を延長できる場合があります 	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠・出産、求職等に関する申立書 ●母子手帳のコピー (母親の名前と出産予定日のわかるページ)
③保護者の疾病、障害 【保育標準時間/保育短時間】	<ul style="list-style-type: none"> ●医師の診断書などにより保育ができないと認められる場合 ※原則として、1ヶ月以上状態が続くこと ●疾病、障害の程度や状況をもとに保育の必要量を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠・出産、求職等に関する申立書 ●診断書 (保育をできないことの明記が必要) ●身体障がい者手帳等のコピー (氏名と等級等の状況がわかるページ)
④同居または長期入院している親族の介護、看護 【保育標準時間/保育短時間】	<ul style="list-style-type: none"> ●兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護をしていること等 ●同居または長期入院等している親族を常時介護、看護していること等 ※原則として、1ヶ月以上状態が続くこと ●要する日数と時間をもとに保育の必要量を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠・出産、求職等に関する申立書 ●診断書 ●身体障がい者手帳等のコピー (氏名と等級等の状況がわかるページ) ●介護、看護の状況がわかるもの
⑤災害復旧 【保育標準時間】	<ul style="list-style-type: none"> ●震災、風水害、火災などの災害復旧にあたっていること 	<ul style="list-style-type: none"> ●り災証明書
⑥求職活動 【保育短時間】	<ul style="list-style-type: none"> ●起業準備を含む ●認定期間は原則90日(3ヶ月)となります 	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠・出産、求職等に関する申立書 ●ハローワークカードのコピー等
⑦就学 【保育標準時間/保育短時間】	<ul style="list-style-type: none"> ●職業訓練校等における職業訓練を含む ●就学日数と時間をもとに保育の必要量を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠・出産、求職等に関する申立書 ●在学証明書 ●学生証のコピー、時間割等
⑧虐待やDVのおそれがあること 【保育標準時間】	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者による虐待のおそれがあり社会的養護が必要であると認められること ●保護者が配偶者からの暴力を受けていることにより、保育を行うことが困難であり社会的養護が必要であると認められること 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護に関する証明書 (公的機関が発行)
⑨育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること 【保育短時間】	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者の健康状態等子どもの発達上環境の変化が好ましくないこと ●法令に基づき、就労先が定める育児休業期間を限度とする 	<ul style="list-style-type: none"> ●就労証明書 (勤務先に作成してもらってください 育児休業期間を記入してください)
⑩その他 上記に類する状態として市が認める場合 【保育標準時間/保育短時間】	<ul style="list-style-type: none"> ●①～⑨に類する状態として市が認める場合であること 	<ul style="list-style-type: none"> ●状況により必要な書類